

審議会等議事概要

平成29年度 第2回 滝川市営事業等調査審議会 議事概要

日時	平成29年8月31日（木曜日）午後3時25分～午後4時45分
開催場所	滝川市役所3階 301会議室
出席者	佐野会長、齊藤副会長、居林委員、木村委員、松尾委員、秋保委員、白木委員、中村委員 (欠席：堀田委員) 事務局（総務部）：橋本総務課長補佐、壽崎総務課係長 諮問事項所管部（建設部）：高瀬建設部長、山崎建設部次長、尾崎都市計画課長、田村都市計画課長補佐、水田都市計画課係長
議事	<p>(1) 開会</p> <ul style="list-style-type: none">委員の出席状況及び資料の確認 <p>(2) 前回議事録の報告 (総務課長補佐)</p> <p>前回、会議録につきましては、事務局で案を作成し、会長にその内容の確認を一任いただくということで、御了承いただいたところですが、発言を忠実に書き起こした場合に、後から読んで、文字面だけでは伝わりにくいような場合もあることから、そうした部分については、若干、言葉を補う等しております。全体を通じては佐野会長に内容のご確認をいただいておりますので、このような形で、議事録案としてお示ししたいと考えております。</p> <p>(会長)</p> <p>事務局からお話があったとおり、私の方で当審議会を代表して議事録の内容等を確認させていただいたところですが、各委員におかれまして書いてある内容が御自分の発言と違っているとか発言の真意とニュアンスが違っているといったところがあればお申し出頂ければと思いますが、いかがでしょうか。特になければ、この議事録案で確定し、公表したいと思いますが。</p> <p>— 意見等なし —</p> <p>(会長)</p> <p>それでは、前回議事録の内容については、報告済みとさせていただきます。</p> <p>(3) 審議</p> <p>(会長)</p> <p>本日から、詳細な審議に入っていくこととなりますが、これからの滝川市の下水道のあり方について、非常に重要な議論になっていくものと思われるので、焦らずに審議していきたいと思っております。今日の会議で、ボリューム的にこの資料全部の内容の検討は難しいとも思われますので、予め、ある程度区切りを入れて議論をしていきたいと思っておりますが、事務局としてはどうお考えですか。</p>

(総務課長補佐)

では、資料の目次で、1～2と3～4の2つで分けることでどうでしょうか。

(会長)

それでは、2つに分けて進めていこうと思います。2まで説明いただいたところで1回質疑をしたいと思います。それが終わったら次へ行くような形で進めていきたいと思います。それで時間が来ましたら、本日はそこまでとして、次回に持ち越しとしたいと思います。それでは、都市計画課から説明をお願いします。

— 都市計画課係長から下水道使用料体系の検討について第2回資料中9ページまで及び資料①～⑥に基づき説明 —

(会長)

それでは、まず、3ページ・4ページの振り返りの部分で、確認しておきたいこと等がありますか。

— 質疑なし —

(会長)

5ページについて、質問等がありますでしょうか。

— 質疑なし —

(会長)

次に6ページ、類似団体等における比較ですが、別紙資料が用意されていますが、私から確認ですが、資料①で上砂川町の基本水量が5 m³と6～8 m³で分かれているようですが…。

(建設部長)

5 m³までと6～8 m³でそれぞれ基本使用料を設定しているということになるようです。

(委員)

この資料のなかで、超過料金というのは、基本水量を超えたときに1 m³ごとにプラスされる額ということでしょうか。

(建設部長)

そうです。

(委員)

ということは、例えば、美唄市であれば、6 m³ということだと5 m³(基本水量)分の1,133円に超過料金の1 m³分233円が加わり、7 m³だと5 m³(基本水量)分の1,133円に超過料金の2 m³分233円×2=466円が加わるということでしょうか。

(都市計画課長)

そのとおりです。

(委員)

この資料は、基本使用料が「高い順」という整理でまとめられているようですが、基本水量に関係なく単純に基本使用料の額面だけで比較しており、例えば滝川市の基本使用料が他団体と比較してどうなのかという観点からすると、他も全て8 m³使用に換算して揃えて考えるなどしないと、比較にならないと思うのです。例えば美唄市の場合は、8 m³だとすると、1 m³あたり233円なので3 m³分増え

るということで約700円が超過料金として基本料金にプラスされることからトータル約1,800円位になるということですね。この表で、高い順というのは、基本料金の部分だけしか見ていない。同じ水量を使った場合の比較ということでは、実は高い順にはなっていません。

(会長)

基本水量と基本使用料の組み合わせは、それぞれの自治体での設定によるところではありますので、基本水量だけを比べるという観点から、これをそのまま横並びに高い安いと単純には比較できないところではありますが、今言われたように、一つの比較の目安として、同じ使用量に統一してそれぞれ使用料がこうなりますと、例えば右側に8 m³を使用した場合の料金を載せるというようなやり方もあるかもしれません。比較という意味では、そのような表現の方が委員の皆様にはわかりやすいと思いますので、市側の検討をお願いいたします。

(委員)

砂川市さんで、家事用51m³以上の区分の超過料金の設定があるのですが、実際にそれくらい使う方がいるから設定していると思うのですが、一般家庭で果たしてそんなに使うものなのかとも思うところもあるのですが、ちなみに滝川市では、家事用で最高どのくらい使っている例があるのでしょうか。

(都市計画課長)

砂川市の場合は、家事用と業務用の区別がありません。したがってこの料金体系はそのまま滝川市という業務用区分の使用者にも適用されることとなりますので、この51m³以上というのはそうした使用者を想定した設定だと考えられます。

(都市計画課係長)

滝川市では、平成28年度でみると家事用で最大807m³というデータがあります。

(都市計画課長)

常識的に考えると、漏水をしていたのではと思われませんが、原因はわかりません。

(都市計画課係長)

ちなみに、家事用で51m³の使用は、平成28年度でみると年間37件ありました。

(会長)

そのほか、何かありますでしょうか。ありましたら、今日のこの後や次回でもよろしいですので、よろしく願いいたします。次に財政収支の見通しということで、7～9ページについて、質問はございますか。

(委員)

平成28、29、30年あたりの数字にバラつきがあるのですが、何か理由があつてのことなのでしょう。例えば建設改良費であれば、既に予定しているものがあるだけでかかると、あとは平準化していこうというような、何か理由があると思うので、その辺をお聞かせ願いたい。

(都市計画課係長)

先に9ページにつきまして、直近の建設改良費であれば、5年位までは大まかな目途が立っていますので、ある程度計画に基づいた数字を入れております。そ

れより後につきましては、大まかに平準化した数字が入っております。

8ページの収益的収支については、前回第1回審議会で人口推計に基づいた形での使用水量を算出しまして、使用料収入は減少していくであろうという見込みに基づき推計しております。

(会長)

使用料収入については、市の人口の動態で、ある程度私たちにもわかると思いますが、8ページの1番下の当年度純利益が、平成28年度に比べて平成29年度が下がり、30年度はまた上がって、段々下がっていきますが、これはどうしてでしょうか。

(都市計画課係長)

収入は、ある程度平坦な感じで落ちていくという見込みではあるのですが、支出は、交付金事業に係る工事や委託に係る費用が、その年によって計画しているものが違いますので、直近5年間位はある程度目途が立ちますので、実際の計画しているものに近い数字が出てくるということになります。

(建設部長)

委員さんがおっしゃっているのは、8ページの1番下の当年度純利益の話ですよ。

(委員)

全体の話ですけど、ルールを決めながらこの推計を作ったのだと思うのです。使用料収入については、人口が減れば使用料収入も減るというのはわかるのですが、例えば他会計負担金については、こういうルールでこういう風に投入していくというのをお聞きしたかった。ただ、トータル的には、直近の5年間位は見通せませんが、その後については、見通せないからある程度平準化した数字を入れていくという説明で、私は納得しました。

(建設部長)

ここの資料が少しわかりにくいかと思いますので補足をさせていただきます。まず、収益的収支の方から説明させていただきますが、一般の企業でいえば、この8ページの収益的収支の表全体が損益計算書にあたり、一方で、次のページの資本的収支の表が、貸借対照表のベースになる表とご理解いただければと思います。

1の(1)使用料収入これについては、人口推計に応じて、使用料も減っていくものと考えております。(2)の他会計負担金とありますが、これに関しては、雨水処理分については一般会計から負担金として繰り入れるルールに基づき、収入を見込んでおります。次に営業外収益で、(1)他会計補助金等、(2)長期前受金戻入ですが、公営企業会計独特の表現で、非常にわかりにくい部分があると思いますが、特に(2)の長期前受金戻入というものは、補助金分等に係る減価償却見合い分を収益化して計上したものになります。

支出に関してですが、営業費用ということで、(1)職員給与費、そして(2)流域下水道管理費とありますが、流域下水道という広域での下水道処理の管理経費について、構成団体としての負担金支出ということになります。これは若干変

動がありますが、汚水の変動に応じて推計した数字で計上しております。次に業務費ですが、これは通常の検針等業務に関する水道企業団への事務委託費と提供いただければと思います。減価償却費ですが、資産を形成した場合、その年に一括計上するのではなく、帳簿上、分割して費用計上していくということで、これは、民間企業と同様の発想になるかと思えます。その他営業費用は諸々の費用を出しているものであります。こうした各科目の推計値を積み上げた結果、当年度純利益の数字の変動が出てきているということでございます。

続いて、資本的収支であります。資金調達して管の敷設等の整備などをどのように進めていくのかといったことの動きを示しているのが、この資本的収支の枠組みとなります。

資本的収入中、企業債というのは外部からの借入です。他会計出資金というのは、国から市に対して一定のルールに基づき交付される地方交付税というお金がありますが、そのなかに下水道事業に対して交付されるお金があり、これがいったん一般会計に入り、そこから下水道事業に繰り入れされるということで、他会計出資金という形になります。ただし、雨水処理に係る交付分については、先ほどの収益的収支で説明申し上げました他会計負担金として分類されここからは除かれます。次に交付金ですが、これは、昔でいう国庫補助金の中で、現在は社会資本整備総合交付金という名称に変わっております。全体工事費に対してそのうち5割が国からの補助となっており、事業計画に応じて、数字に変動がありますが、この後説明いたします建設改良費をベースにしますので、直近5年程度については事業計画の見通しがあるということで、それに応じてこのような数字の変動になっております。

資本的支出中、建設改良費については、建設工事に係る経費つまりは発注見込額になります。企業債償還金は、過去に借りたお金の累積分で、元金分の返済ということになります。なお、下水道事業に係る借入金も元金の返済期間が40年間と設定されております。

このように、資本的収支について、収入は、単年分ですが、支出する額は、過去の借入分も含めた中で支出することになるので、年次ごとに収入から支出の差し引きをみていくと、(A)-(B)がマイナスとなっております。では、このマイナス分をどうするのかといったときに、7ページの図⑤でいうところの、財布2の不足分に財布3の積立部分を充てて補うということで、下水道事業というのは、収益的収支と資本的収支とが連動して一つの事業が成り立っているということになります。

以上、8ページ・9ページの表の各項目についての補足説明でしたが、民間企業でいうところの損益計算書、貸借対照表とは若干、異なる点もあり、例えば民間企業はいわば決算主義ですが、公共の場合は予算と決算で事業を進めていくということから、収益的収支と資本的収支という概念があり、かなりわかりにくいというところもあるかと思えます。

(委員)

8ページ表①中、収益的支出(1)職員給与費というのは、ここに関わる職員の

給与費ということによろしいでしょうか。

(都市計画課長)

はい。現在、3名分ということで計上しております。

(委員)

これをみていると、平成39年度まで右肩上がりです。上がり続けることになっていきますが、これは人員拡大の計画をするということでの数字なのか、普通に給与を上げていくという考えでの数字なのか、これ次第では、平成35年度からの収支がマイナスという事態も避けられる可能性もあるのではないかと思ったのですが。

(都市計画課係長)

これは、人員拡大ということではなく、年率3%で人件費が上昇していくという試算の下で推計しています。

(委員)

年3%上昇していく理由はなんですか。

(都市計画課係長)

給与費等の予算の伸び率が年3%ということで、それを適用しています。

(委員)

普通の企業であれば、収益が減るということを見込んでいけば、給与を上げるということはない、収益が下がってきても給与は上げるという考え方でいいのでしょうか。

(建設部長)

法的な観点から申し上げますと、現状、滝川市の下水道事業会計は、地方公営企業法の全部ではなく一部を適用という枠組みにありますことから、仮に全部適用ということであれば一つの会計としての独立性も高く、機動的な対応といったことも可能になりますが、一部適用ということで、制度的なものに関しては、市の一般の職員待遇と同じ扱いとなりますので、給与水準についても下水道事業会計のなかで独自に給与額を上げたり下げたりといったことはできません。したがって、仮に市職員全体の給与が上がるという状況において、下水道事業の収支が厳しいから下水道事業に携わる職員の給与だけ上げないということではできません。会社として厳しいから人件費を抑えるという考え方は理解できますが、ルールとして、市の職員である以上はここだけ待遇を変えるということができません。あとは、人数を少なくするという考えになりますが、今の体制でいうと、3人でも非常に厳しい状況です。

(委員)

人数云々ではなく、人事配置（異動）という要素もあると思いますが、人が入れ替わることの可能性も鑑みて前年度比で200万円も人件費が上がるということはありませんか。

(建設部長)

職員が若年化すれば給与は下がりますので、そういうやりくりの中で、収支の改善が図られるということはあるとは思いますが、そこまでの前提では見ておりません。

(会長)

下水道事業会計の事業に携わる職員の方々の身分というのは、市の職員と同じということでしょうか。

(建設部長)

はい。

(会長)

そうすると、今、部長が言われたように企業会計の収支が赤字になっているからといって、給与を下げるといったことはできないということでしょうか。

(建設部長)

はい、そういう対応は現実的には難しいということになります。例えば、若手職員と入れ替えると人件費は落ちることになりますが、滝川市の組織の中で、企業会計に関わっている人間は、下水道と病院の経理担当職員くらいですので、それが現行2人、3人、実務的に1人2人でやっているところにおいて、いきなり人の入替というのは難しいというところがあります。組織を維持するという上では、中・長期的にはスキルアップも考えていかないといけないと思っています。

(会長)

市民の方々に対する説明において、その前提に下水道事業は私企業ではなく、公営企業によって行われているのであり、その職員は市の職員であるということをはきちんと説明しないと、なぜ赤字になっているのに給与を上げるのかという話になると思いますので、前段で、きちんとした説明が必要だと思います。

(建設部長)

この近隣において、下水道事業について地方公営企業法の適用、いわゆる法適用を行っているのは滝川市だけです。総務省としても、さらに法適用を推進しているところで、原則人口3万人以上の団体に対して期限を定めて法適用に移行することを推進していますが、3万人未満の団体に対してもできる限り移行するよう促しています。民間企業と同じような会計処理方式に移行させることで、横並びでの比較が可能となり、経営のさらなる健全化にもつながるという狙いがあるようですが、滝川市も平成21年に一部適用したところですが、人件費や人の手当てについては非常に悩ましいところがあります。

(会長)

表①を見ていて疑問に思うことが2点あるのですが、まず、当年度純利益で平成28年度分が76,676千円とありますが、この金額というのは、29年度や30年度あたりとの比較においてかなり浮き沈みがあるように見えるが、この純利益の波というのは、さして問題となる額ではないのでしょうか。

(建設部長)

全体規模に対する純利益の出方、いわば利益率の問題ということについてのお話かもしれませんが、例えば企業会計などにおいても、流動比率や現金比率といった指標はあると思います。ちなみに、滝川市の下水道事業会計においては、流動比率は20%程度しかなく、民間でいえばありえないような自転車操業に近い数値になると思います。当期純利益については、今後、徐々に減っていくことが見

込まれます。そのあたりは、収益に対する費用、先ほど委員さんがおっしゃったように人件費の増加などが影響してくる部分もあろうかと思えます。

(会長)

ありがとうございます。ほぼ予定の時間となってしまいました。今日は前半部分しかできませんでしたが、財政収支計画について何かありましたら。

(建設部長)

我々としては、ここの部分が1番大事なポイントになるのかなと思えます。そうすることによって、改定する時にA、B、C3つのパターンのなかで、総枠の収入額を変えるのか変えないのか、ここが、まずポイントになるのかなということで、時間がかかっても何とか理解していただくように努力したいと思っております。

(会長)

では、あと1点、なぜ平成34年度、平成35年度がターニングポイントなのか、それは積算の仕方によっては、収支がプラスからマイナスに転じる年度がずれる可能性があると思うのですが、そこで問題となるのは、そのずれ幅というか、その辺の見通しを明らかにしなくていいのかということが気になったのですが。

(都市計画係長)

その変動要素としては、使用料収入の落ち幅などが、関係してくると思えます。

(都市計画課長)

おそらく、数年程度で幅はあると私は見ております。

(会長)

市民の方々にどれだけの説明をされるのかわかりませんが、説明する時に見通しの幅と言いますか、特に黒字から赤字に転換する時というのが、大事だと思います。計画を立てたものの、すぐに見直しをしなければならないというパターンがよくあるので、そういうことを避けるべく、そうしたずれ幅について勘案して資料を提示するのが良いと思えますので、検討をお願いします。

(委員)

いずれにしても平成34年度前後においてピークが訪れるということでは、例えば平成34年度の使用料見込額の約6億8千万円の数字を確保できずに収支がマイナスに転じるということになると、その後も慢性的に収支が回復することは見込めないということはいえるのだと思えます。

(会長)

ありがとうございます。今日はもう時間がありませんので、3番以降につきましては、次回ということにしたいと思えますが、何か御意見等あればお願いしたいと思えます。

(委員)

表①と表②で、①が税抜き、②が税込みの記載となっておりますが、その理由を教えてください。

(都市計画課係長)

御指摘に対する説明としては、なかなか明快な説明がしにくいところなのですが、表①は純利益を出す上で税抜きの表示とすることとなっており、表②は現金の会計なので収入と支出が併せて0になるという形で、全体の金額として表すための表示ということでそれぞれ表記するようなルールとなっております。

(建設部長)

発生するものが現金なのか、帳簿上のものなのか、発生主義と現金主義の違いというところで、これもわかりにくいルールですが、そのルールの中で行っているということでもあります。

(会長)

よろしいでしょうか。その他ないようでしたら、今日はこの辺で閉じようかと思えます。最後に、事務局から連絡等あればお願いします。

(4) その他

(総務課長補佐)

次回会議の開催日程について調整をさせていただきたいと思いますが、この場で委員の皆様の予定をわかる範囲で確認させていただきたいと思います。

— 次回会議開催候補日について予定を聞き取り —

それでは、次回開催は9月26日、開始時刻につきましては、今日より少し早めまして15時からの開始ということで、決定させていただきたいと思います。正式な開催案内については後日、発送させていただきますので、よろしくお願いたします。

(5) 閉会

(会長)

それでは、これで第2回目の会議を閉会いたします。

添 付

- ・ 会議次第
- ・ 下水道使用料体系の検討について 第2回資料
- ・ 資料①～⑥
- ・ 第1回議事録